

まるごとビジネスサポートサービス利用規約 【現改比較表】 2026年8月14日現在

～2026年8月13日

2026年8月14日～

第16条（契約期間）

1（略）

2. IT資産管理 by ジョーシスの契約期間は1年間となり、契約成立日から起算した1年後の月末日となります（例：2023年9月26日契約成立の場合、2024年9月末日までが契約期間。解約可能期間は2024年9月1日～9月15日までの期間です。解約のお申出がない限り、1年間の契約を自動更新します。その場合は2024年10月1日～2025年9月末日までが次の契約期間となります）。契約者がIT資産管理 by ジョーシスの契約期間中にIT資産管理 by ジョーシスを解約された場合、残存期間相当月数に月額利用料を乗じた額（以下、[「途中解約金」](#)といいます）を当社指定の期日までにお支払いいただきます。なお、IT資産管理 by ジョーシスをご利用いただく間は、本サービスの契約が必要となります。

第16条（契約期間）

1（略）

2. IT資産管理 by ジョーシスの契約期間は1年間となり、契約成立日から起算した1年後の月末日となります（例：2023年9月26日契約成立の場合、2024年9月末日までが契約期間。解約可能期間は2024年9月1日～9月15日までの期間です。解約のお申出がない限り、1年間の契約を自動更新します。その場合は2024年10月1日～2025年9月末日までが次の契約期間となります）。契約者がIT資産管理 by ジョーシスの契約期間中にIT資産管理 by ジョーシスを解約された場合、残存期間相当月数に月額利用料を乗じた額（以下、[「残存料金」](#)といいます）を当社指定の期日までにお支払いいただきます。なお、IT資産管理 by ジョーシスをご利用いただく間は、本サービスの契約が必要となります。

第17条（利用料金） 1（略） （1）～（5）（略） （6）IT資産管理 by ジョーシス：月額660円 ① 本オプションは、まるごとビジネスサポート 回数無制限プランをご契約した場合のみ、ご利用できます。 ② 月額利用料は月次での請求となります。 ③ 契約期間内の途中解約は、残月数に応じて違約金を別途ご請求いたします。（「まるごとビジネスサポート」を解約した時期が「IT資産管理 by ジョーシス」の契約期間中である場合、「IT資産管理 by ジョーシス」の途中解約金が発生するものとします。） ④ 違約金のお支払方法は通常と異なります。個別に発行された請求書にてお支払いをお願いいたします。	第17条（利用料金） 1（略） （1）～（5）（略） （6）IT資産管理 by ジョーシス：月額660円 ① 本オプションは、まるごとビジネスサポート 回数無制限プランをご契約した場合のみ、ご利用できます。 ② 月額利用料は月次での請求となります。 ③ 契約期間内の途中解約は、残月数に応じて残存料金を別途ご請求いたします。（「まるごとビジネスサポート」を解約した時期が「IT資産管理 by ジョーシス」の契約期間中である場合、「IT資産管理 by ジョーシス」の残存料金が発生するものとします。） ④ 残存料金のお支払方法は通常と異なります。個別に発行された請求書にてお支払いをお願いいたします。

第25条（契約者による本契約の解除） 1. 契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。 ただし、本契約を終了した時期がIT資産管理 by ジョーシスの契約期間中である場合、本規約第17条（利用料金）の定めに従い途中解約金が発生するものとします 2. IT資産管理 by ジョーシスの契約の契約を解約する場合、契約期間の最終月中に当社の定める方法により解約手続きが必要です。この場合、途中解約金は発生しません。但し、それ以外の期間に解約する場合、本規約第17条（利用料金）の定めに従い途中解約金が発生するものとします。 3（略） 4（略）	第25条（契約者による本契約の解除） 1. 契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。 ただし、本契約を終了した時期がIT資産管理 by ジョーシスの契約期間中である場合、本規約第17条（利用料金）の定めに従い残存料金が発生するものとします 2. IT資産管理 by ジョーシスの契約の契約を解約する場合、契約期間の最終月中に当社の定める方法により解約手続きが必要です。この場合、残存料金は発生しません。但し、それ以外の期間に解約する場合、本規約第17条（利用料金）の定めに従い残存料金が発生するものとします。 3（略） 4（略）
	附則（令和8年8月6日 C A S 2サ000400018988-01号） （実施期日） この改定規定は、令和8年8月14日から実施します。